

教育委員会会議録

(定例会)

平成29年3月30日開催

さいたま市教育委員会

1	期	日	平成29年3月30日(木)		
2	場	所	教育委員会室		
3	開	会	午後0時30分		
4	出	席	委員	委員	大谷幸男
			委員長職務代理者		石田有世
			委員		平澤奈古
			委員		野上武利
			委員		武田ちあき
			教育長		稲葉康久

5 議場に出席した者

副教育長	村瀬修一
管理部長	久保田章
学校教育部長	五十嵐圭一
生涯学習部長	平沼智
生涯学習総合センター館長	戸張豊一
学校教育部次長	鏑木隆
管理部参事兼教育財務課長	佐藤軸治
生涯学習部参事兼文化財保護課長	野尻靖
教育総務課長	西林正文
学校施設課長	中村和哉
学事課長	栗原章浩
教職員企画室長	山本順二
指導2課長	田邊泰
博物館長	佐藤芳正
生涯学習総合センター副館長	小川栄一
教職員課副参事	岡村洋彦
高校教育課副参事	加藤元

6 会議録署名委員 武田ちあき

7 議事等の概要

- 大谷委員長 ただ今から教育委員会会議を開会いたします。本日は傍聴を希望する方はいらっしゃいますか。
- 書記 2名いらっしゃいます。
- 大谷委員長 本日は、会議の傍聴を希望する方がいらっしゃいますが、許可してよろしいでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 大谷委員長 本日の会議録の署名委員は、武田委員にお願いいたします。ここで教育長から発言があります。
- 稲葉教育長 本日の会議に、議案第65号「市長と教育委員会との地方公務員法第15条の2及び第23条の2の規定に基づく協議について」及び議案第66号「さいたま市教職員の人事について」を追加提出いたします。
- 大谷委員長 本日の議案のうち、議案第58号から60号まで、64号、66号は、人事案件又は個人情報に関する案件であることから非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 大谷委員長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、ただ今申し上げました議案は非公開といたします。
- 本日の会議の順番ですが、公開議案であります議案第24号、27号、57号、28号、65号、23号、25号、26号、22号、53号から56号、29号から52号、61号から63号、非公開議案であります議案第58号から60号、64号、66号の順に審議を行うことといたします。
- 議案第24号 さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第27号 さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 大谷委員長 それでは、議案第24号及び27号につきましては、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

学事課長

議案書の10ページから13ページまでをお願いいたします。なお、参考資料といたしまして、机上に町字界区域図を御用意させていただいております。緑区及び岩槻区各1枚で、それぞれ左側が変更前、右側が変更後でございます。参考にさせていただければと思います。

初めに13ページをお願いいたします。この議案の提案理由でございますが、浦和東部第二特定土地区画整理事業及び岩槻南部新和西特定土地区画整理事業の完了により、緑区におきましては美園1丁目から6丁目まで、岩槻区におきましては美園東1丁目から3丁目までが新たな町名地番へ変更されております。このことに伴いまして、関連する小・中学校の通学区域の表記を変更する必要性が生じたことから、さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則上の文言を整備するもので、通学区域自体の変更はございません。

11ページの新旧対照表をお願いいたします。左側が改正後、右側が改正前でございます。小学校につきましては緑区の大門小学校、野田小学校、美園小学校及び岩槻区の新和小学校、中学校につきましては緑区的美園中学校及び岩槻区の城南中学校の通学区域を改めるものでございます。

なお、施行期日は、公布の日でございます。

生涯学習総合センター副館長

議案書の23ページから26ページまでをお願いいたします。

初めに26ページをお願いいたします。この議案の提案理由でございますが、浦和東部第二特定土地区画整理事業及び岩槻南部新和西特定土地区画整理事業の完了により、緑区におきましては美園1丁目から6丁目まで、岩槻区におきましては美園東1丁目から3丁目までが新たな町名地番へ変更されております。このことに伴いまして、関連する公民館の事業対象区域の表記を変更する必要性が生じたことから、さいたま市公民館条例施行規則上の文言を整備するものでございます。また様式名を改める所要の変更を行うものでございます。

24ページの新旧対照表をお願いいたします。左側が改正後、右側が改正前でございます。緑区的美園公民館及び岩槻区の岩槻南部公民館の事業対象区域を改めるものでございます。

なお、施行期日は、公布の日でございます。

大谷委員長

これは町名地番の変更に伴う事務的な整理という理解でよろしいですか。実質的に通学区域などが変更するということはありますか。

学事課長

表示の変更であり実質的な変更ではございません。

生涯学習総合センター副館長 学事課と同様、表示の変更であり実質的な変更ではございません。

大谷委員長 それでは、議案第24号及び第27号は原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

大谷委員長 出席委員全員の賛成により、議案第24号及び第27号は原案のとおり可決されました。
ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第57号 市長と教育委員会との地方公務員法第15条の2及び第23条の2の規定に基づく協議について

議案第28号 さいたま市教育職員の人事評価に関する規則を廃止する規則について

大谷委員長 それでは、再開します。続きまして、議案第57号及び第28号につきましては、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

教職員課副参事 別冊1を御覧ください。第4次一括法による道府県から指定都市への事務・権限の移譲等に伴い、さいたま市立小・中・特別支援学校教職員の人事評価に関する要綱を新たに制定することに併せ、さいたま市立高等学校教職員の人事評価に関する要綱の制定と、さいたま市教育職員の標準的な職に関する要領及びさいたま市教育職員の標準職務遂行能力に関する要領を一部改正するものです。

また、人事評価に関する要綱及び要領について、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律第23条の2第3項の規定に基づいて、地方公共団体の長に協議が必要であることから、市長と協議をしようとするものです。

議案第28号につきましては、議案第57号で人事評価に関する要綱を制定することから、さいたま市立高等学校教職員、さいたま市立幼児教育センター附属幼稚園教職員に現在適用しておりますさいたま市教育職員人事評価に関する規則を廃止しようとするものです。

大谷委員長 要綱を制定するということですが、現在適用されているものはどこで規定されているのですか。

教職員課副参事 小学校、中学校、特別支援学校につきましては、県で規定されており、高校と幼稚園はさいたま市教育委員会規則で規定されております。

大谷委員長 第28号については、規則で規定されていたものを要綱で規定することですから、本質的な改正ではなく、現行の内容を引き継ぐものであるということによろしいですか。

教職員課副参事 そのとおりでございます。

大谷委員長 それでは、議案第57号及び第28号は原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

大谷委員長 出席委員全員の賛成により、議案第57号及び第28号は原案のとおり可決されました。

議案第65号 市長と教育委員会との地方公務員法第15条の2及び第23条の2の規定に基づく協議について

大谷委員長 続きまして、議案第65号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 議案書の1ページをお願いいたします。本議案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、教育委員会職員における標準的な職及び標準職務遂行能力、人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項については、地方公共団体の長に協議しなければならないこととされたことから、別紙1「さいたま市教育委員会職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する要綱」、別紙2「さいたま市教育委員会職員の人事評価に関する要綱」について市長と協議するものでございます。

初めに、2ページの別紙1を御覧ください。こちらは、さいたま市教育委員会職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する要綱の一部を改正するものでございます。改正する箇所は二つございます。

一つ目の改正の内容は、第1条でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における市町村立学校職員給与法の一部改正に伴い、これまで本要綱の対象外である教職員を表す条文中の文言を「さいたま市教

各委員 <異議なし>

大谷委員長 出席委員全員の賛成により、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 さいたま市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について
議案第25号 さいたま市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について
議案第26号 さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

大谷委員長 続きまして、議案第23号、25号、26号につきましては、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

教職員企画室長 この3議案につきましては、地方分権を推進する法律である地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第4次一括法における市町村立学校職員給与負担法の一部改正等により、新たに教職員を対象としたさいたま市教職員定数条例等を制定したことから、関係する規則の文言の整備を図るものでございます。

なお、各規則の施行期日は、平成29年4月1日でございます。

それでは、議案第23号について御説明いたします。議案書は、4ページから9ページまでをお願いいたします。

初めに、5ページの第14条ですが、市において定数条例を規定することから、学校に勤務する職員の種類及び定数について規定するものでございます。次に、6ページの第17条では、県費以外の市費配置職について規定していましたが、移譲に伴い全て市費職員になることから、学校に置くことができる職及び職務として、簡潔にわかりやすく表形式にまとめたものでございます。次に、第19条、教務主任等の規定の中に、分教室を設ける学校について、分教室主任を新たに設けるものでございます。7ページの第27条以降につきましては、引用している埼玉県条例及び規則について、今回制定した条例名及び規則名に修正するもの等でございます。

次に、議案第25号についてでございます。議案書は、14ページから18ページをお願いいたします。

初めに、15ページの第6条ですが、新たな教職員の定数条例の制定に伴い文言を追加するものでございます。また、16ページの第12条以降につきましては、先程も申し上げました条例名等の修正でございます。

次に、議案第26号についてでございます。議案書の20ページをお願いいたします。この第6条では、市費配置職として規定していた

ものを、小・中学校管理規則と同様に表形式にまとめたものでございます。

教育財務課長

議案第23号のうち、教育財務課所掌部分について説明させていただきます。8ページを御覧ください。

第37条は損傷して補修を加え難い物品等の処理の規定でございますが、2行目の「処分又は廃棄」については、廃棄は処分の一形態であることからより正確な表現とするため「処分」とするものでございます。また、「委員会の指示を受け、行わなければならない」とする部分は、現在の事務の実態に合わせて適切な表現に改めるものでございます。

学校施設課長

議案第23号、第25号のうち、学校施設課所掌部分について説明させていただきます。8ページの第36条、16ページの第22条を御覧ください。

本件につきましては従来、校長が台帳を作成することとなっておりますが、現在は、施設、設備等に関しましては、学校施設課で電子データ化し、管理しております。このデータにより、教育委員会と学校で情報を共有して学校運営に支障がないよう学校施設の維持管理を行っているところでございますので、事務の実情に合わせまして文言の整備を行うものでございます。

高校教育課副参事

議案第25号について、説明を申し上げます。15ページを御覧ください。

第10条の2ですが、大宮北高等学校理数科の設置に伴い、理数科主任を設置できるよう新たに「学科主任」を規定したものでございます。

大谷委員長

学科主任というのは、教務主任、進路指導主事などとは待遇面で違うのですか。

高校教育課副参事

学科主任は、教育業務連絡指導手当の支給対象となっております。これまでは県の条例によっていましたが、今回の権限移譲に伴い、明確に学科主任の位置付けをする必要が生じたことから規定するものです。

大谷委員長

待遇が変わらないよう、明記したということですか。

高校教育課副参事

そのとおりでございます。

事

野上委員

15ページの第8条で、改正前は「従事する」とあり改正後は「つかさどる」とありますが、この改正の趣旨は何ですか。

教職員企画室長

学校教育法において学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するように職務規定の見直しを行っておりますことから、法律の改正に合わせて文言の整備を行ったものでございます。

大谷委員長

それでは、議案第23号、第25号、第26号は原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

大谷委員長

出席委員全員の賛成により、議案第23号、第25号、第26号は原案のとおり可決されました。

議案第22号

さいたま市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について

議案第53号

さいたま市教育委員会事務局等の職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令について

議案第54号

さいたま市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令について

議案第55号

さいたま市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について

議案第56号

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議について

大谷委員長

続きまして、議案第22号、第53号から第56号までにつきましては、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

教職員企画室長

この5議案につきましても、新たに教職員に関係する条例を制定したことから、関係する規則の文言の整備を図るもので、施行期日は、平成29年4月1日でございます。

それでは、個々の規則等について御説明いたします。

議案第22号について、議案書の2ページをお願いいたします。第1条、趣旨において、この規則から除く職員について、教職員定数条例に規定する教職員と文言を修正するものでございます。

次に、議案第53号でございます。議案書の28ページをお願いいたします。第1条、趣旨において、この規程から除く職員について、教職員定数条例に規定する教職員と文言を修正するものでござい

す。

次に、議案第54号でございます。議案書の31ページをお願いいたします。第2条において、この規程から除く職員について、教職員定数条例に規定する教職員と文言を修正するものでございます。

次に、議案第55号でございます。議案書は、33ページから92ページまでをお願いいたします。34ページですが、この規程の名称について、今回の移譲に伴う関係条例及び規則の整備に当たっては、対象を「教職員」という文言で統一しておりますことから、名称及び本文の文言を修正しております。36ページの第10条第3項では、病気休暇を申請する際、医師の診断書の添付を要しないとする規定を廃止しております。37ページの第6項では、今まで特別休暇に規定していた勤務時間中の献血を職務専念義務免除とするため、この規程から除いております。11項では、29年度から新たに制度化する介護時間に関する規定を設けております。41ページの第22条及び第23条につきましては、修学部分休業、自己啓発等休業に関する内容を追加しております。なお、45ページ以降の様式につきましては、市長部局の様式等を参考に見直しを図ったものでございます。

次に、議案第56号でございます。議案書の94ページをお願いいたします。これは、市長から教育委員会に委任される事務の中に、教職員の旅費の支給に関し必要な事項を定める事務を追加することと、給与と同様に旅費も市で支出することになるため、別表にある旅費にかかる支出負担行為について、学校長の専決事項とするものです。

教育総務課長

議案第22号のうち、教育総務課に関係する部分について御説明いたします。今回、学校への支援や教育委員会との連携の強化を図るため、管理職に相当する学校支援の専門職として、主席管理主事及び主席指導主事の職を新たに置くため、本規則を改正し、追加するものです。

大谷委員長

これも権限移譲に伴う変更が中心ということで理解してよろしいでしょうか。

教職員企画室長

委員長のおっしゃったとおり、基本的には文言の整備でございます。また、法律等が改正になりました関係で、一部新たに追加したものの等がございます。

大谷委員長

介護時間、献血、自己啓発等休業、就学部分休業などの改正があるようですが、従前はどうかだったのですか。

教職員企画室長 介護時間は今回新設された制度でございます。献血に関しましては、県と市で特別休暇か職務専念義務免除かという手続方法に違いがありましたが、市の制度に合わせて、特別休暇から職務専念義務免除に変更するものでございます。自己啓発等休業と修学部分休業については、現状では県の規定が適用されますが、規則上整備していなかったため、今回改めて規定したものでございます。

大谷委員長 これまでは自己啓発等休業や修学部分休業については、県の条例に依拠して行われてきたということによろしいですか。

教職員企画室長 はい。さいたま市ではまだ実績がありませんでしたが、今回の服務規程改正に併せて規定したものでございます。

武田委員 議案書の36ページですが、第10条第3項で、病気休暇を受けようとするときの規定があり、改正前は、次に掲げる場合という限定がありました。改正後はそれがなくなり、病気休暇の場合は、医師の証明書等がどのような場合も必要になるという内容の改正を行うということによろしいでしょうか。

教職員企画室長 現在適用されている県の規定では8日未満の病気休暇に関しては診断書の添付が義務付けられておりませんが、今回の移譲に伴い市の規定に合わせるため、診断書等の添付を義務付けるものでございます。実際の運用では、1日の病気休暇については、領収書等の添付により病院に行ったということが証明されれば、正式な診断書でなくても認めるケースはございます。

武田委員 診断書となると平日になりますので、勤務しながらだと大変な場合もございますから、そういった問題が解決できているならよろしいかと思えます。

野上委員 74ページに大学院修学休業許可申請書の様式があり、これは教員が対象となるものですが、事務局などの行政職員についてもこの休業は適用されているのですか。

教職員企画室長 大学院修学休業については、教員に限定されております。また、自己啓発等休業等は、教員に関しては研修が法的に保障されておりますので休業の制度が整備されておりますが、行政職については、さいたま市では整備されておられません。

大谷委員長 それでは、議案第22号、第53号から第56号までは原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

大谷委員長 出席委員全員の賛成により、議案第22号、第53号から第56号までは原案のとおり可決されました。

- 議案第29号 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則について
- 議案第30号 さいたま市教員の修学部分休業に関する条例施行規則について
- 議案第31号 さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例施行規則について
- 議案第32号 さいたま市教員の休職の事由等に関する条例施行規則について
- 議案第33号 さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則について
- 議案第34号 さいたま市教職員の給料等の支給に関する規則について
- 議案第35号 さいたま市教職員の口座振替による給与の支給に関する規則について
- 議案第36号 さいたま市教育職員の給料の調整額に関する規則について
- 議案第37号 さいたま市教育職員の教職調整額に関する規則について
- 議案第38号 さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則について
- 議案第39号 さいたま市教職員の扶養手当に関する規則について
- 議案第40号 さいたま市教職員の住居手当に関する規則について
- 議案第41号 さいたま市教職員の通勤手当に関する規則について
- 議案第42号 さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則について
- 議案第43号 さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則について
- 議案第44号 さいたま市教職員の時間外勤務手当に関する規則について
- 議案第45号 さいたま市教職員の休日勤務手当に関する規則について
- 議案第46号 さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則について
- 議案第47号 さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則について
- 議案第48号 さいたま市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則について
- 議案第49号 さいたま市教職員の給与に関する条例附則第6項等の規定による給料に関する規則について
- 議案第50号 さいたま市教職員の退職手当の調整額に係る教職員の区分に関する規則について
- 議案第51号 教職員の失業者の退職手当支給規則について
- 議案第52号 さいたま市教職員の退職手当の支給制限等に関する規則について

大谷委員長

続きまして、議案第29号から第52号までにつきましては、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

教職員企画室長

議案の説明につきましては、別紙「県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う規則の制定について」に基づき行わせていただきます。これらの規則につきましては、県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴い新たに条例を制定したことを受けまして、各条例の施行に関して必要な事項を定めるものでございます。

それでは、資料を御覧ください。各規則の適用対象となる教職員の範囲でございますが、現在、県費負担教職員であります小・中・特別支援学校の校長、教頭、教諭等の教育職員、学校栄養職員及び事務職員のほか、高等学校及び幼稚園の教育職員でございます。

なお、教職員の各制度を整備するに当たっては、原則市の制度を適用することとしておりますが、教職員に特有の規定もございまして、説明に当たりましては、全教職員に適用する規則のうち、市の規則と同じ内容を規定するものと、異なる内容を規定するものに分けて説明し、その後、教育職員のみを対象とする規則を説明させていただきます。

それでは、初めに全教職員が対象となる「1 教職員が適用対象の規則」のうち、「(1) 市規則と同内容を規定する規則について」でございます。議案第34号から議案第52号までの10議案につきましては、主な内容の欄のとおり、給料の支給日や口座振替の取り決め、各種手当の支給条件等について規定しておりますが、市職員の規則と同じ内容のものを定めるものでございます。

続きまして、「(2) 市規則と異なる内容を規定する規則」でございます。議案第29号でございますが、この規則は、週休日の振替、代休の指定、年次有給休暇の日数の決め方、特別休暇の内容及び期間等について定めるもので、市規則と異なる内容としましては、例えば、週休日の振替期間、代休の指定期間や出産休暇の加算期間などでございます。次に、議案第33号でございますが、この規則は、新たに教職員となった者の職務の級及び号給を決定するための基準や教職員を昇格・昇給させるための基準等について定めるもので、学校栄養職員や事務職員は市職員と同様の基準を定めますが、教育職員につきましては、県学校職員と同じ基準を規定するものでございます。次に、議案第47号でございますが、この規則は、手当の支給対象とならない教職員、加算割合、在職期間の算定、勤勉手当の成績率等について定めるものでございますが、高等学校の教育職員は、県からの割愛採用であることから、市の職員と異なり、県学校職員と同じ成績率を定めております。次に、議案第49号でございますが、この規則は、今

回の移譲により、県の給料表から市の給料表へ切替えを行う学校栄養職員及び事務職員につきまして、現給保障等を規定するものでございます。次に、議案第50号でございますが、この規則は、学校と事務局との異動がございます教職員特有の事情から、移譲前後の教職員としての在職期間や事務局等での在職期間それぞれの区分に応じて、調整額を算定することとするものでございます。

次に、「2 教育職員のみが適用対象となる規則について」でございます。この規則につきましては、規定する内容が、教育職員に限定しているものについて、まとめております。初めに、議案第30号でございますが、この規則は、修学部分休業を取得した時間に対する給与の減額の方法、勤務1時間当たりの給与額の算出及び端数計算について定めるものでございます。次に、議案第31号でございますが、この規則は、2年を超え3年以内の期間大学等課程の履修を承認する場合、再度の延長ができる特別の事情について定めるものでございます。次に、議案第32号でございますが、この規則は、休職の処分を行う上で必要な書面の当該教員への交付及びその写しの人事委員会への提出について、定めるものでございます。次に、議案第36号でございますが、この規則は、給料の調整を行う職及び調整額について定めるものですが、調整を行う職に、現行の特別支援学校及び特別支援学級に加え、美園中学校の分教室を新たに追加するものでございます。次に、議案第37号でございますが、この規則は、教職調整額の支給方法、支給日、計算等について給料の例によることとするものでございます。次に、議案第38号でございますが、この規則は、管理職手当を支給する職及び額等について規定するものですが、規定に当たっては市職員の区分に合わせ、校長は82,000円で市の参事級、教頭は65,000円で市の副参事級とするものでございます。次に、議案第43号でございますが、この規則は、教員特殊業務手当及び教員業務連絡指導手当の支給対象となる業務の区分及び額等を定めるものでございます。教職員特有の手当でございますので、県学校職員と同じ内容で定めるものですが、教員業務連絡指導手当の対象となる主任等に美園中学校分教室の分教室主任を追加することとしております。次に、議案第46号でございますが、この規則は、管理職員特別勤務手当の額等について定めるものですが、これにつきましては、市職員の区分に合わせて定めるものでございます。次に、議案第48号でございますが、この手当は、教育職員にのみ支給する手当でございますので、県学校職員と同じ内容で定めるものでございます。

大谷委員長

確認ですが、手当については、従前はどのように規定されていたのでしょうか。

教職員企画室長　　今までは法律の規定により、県の条例を適用しておりました。法律の改正により市の条例の適用になりますので、先般お諮りしたように市で条例を制定し、今回その条例に基づいて教育委員会規則を制定するものでございます。

稲葉委員　　3月31日までは県費負担教職員制度の適用がありますので、市が条例を持つこともできませんし、支払いも県ということで県の条例が適用されておりますが、4月1日からは権限移譲を受けるため、給与条例等も市が作って持たなければならないし、その支給規則等も全て今回制定するということです。

大谷委員長　　勤務時間などサービスに関してはどうでしょうか。

教職員企画室長　　勤務時間については勤務条件に当たりますので、県条例の適用となりますが、サービスについては、市の権限でございますので、サービス規程は従前から定めておりました。

大谷委員長　　それでは、議案第29号から第52号までは原案のとおりとよろしいですか。

各委員　　<異議なし>

大谷委員長　　出席委員全員の賛成により、議案第29号から第52号までは原案のとおり可決されました。ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第61号　文化財の指定について

議案第62号　文化財の解除について

議案第63号　文化財の解除について

大谷委員長　　続きまして、議案第61号から第63号までにつきまして、事務局から説明をお願いします。

文化財保護課長　　資料の112ページ以降を御覧ください。

議案第61号は、新たな文化財の指定についてでございます。これは、桜区宿にあります浄土宗寺院観音寺の木造聖観音菩薩立像を指定させていただきたいというものです。この仏像は、衣に彫られた皺などから判断すると、室町時代の製作と考えられるものです。足など一

部に後世の修復はありますが、仏像の頭や体本体は造られた当初のまま残されており、保存状態も良好なものです。観音寺の観音堂に安置される観音像であることから、この仏像が観音寺という寺の名称の発祥になったものと考えられ、仏教文化や仏像彫刻がどのように地域に広まっていったかを明らかにする上で貴重なものであり、文化財保護審議会からも指定して保存すべきとの答申をいただいております。

次に、議案第62号及び第63号について御説明いたします。資料は115ページから120ページまでを御覧ください。

これは、浦和区瀬ヶ崎3丁目の個人宅にあった市指定天然記念物の「シラカシ」と「イチョウ」が、所有者の都合によって伐採され、現在すでに存在しないために、指定を解除させていただこうというもので、文化財保護審議会からも指定を解除すべきとの答申が出されているものでございます。

平澤委員

指定されているものに対して、市の方で定期的に現況の確認をしているのでしょうか。また、植物は個人のお宅にあるということで、維持管理に費用が生じると思いますが、そういった金銭面での補助はされているのでしょうか。

文化財保護課長

現況の確認については、年に何回もはできませんが、職員と文化財保護審議会の専門の先生にも同行いただいて確認してございます。維持管理の金銭面の補助でございますが、例えば年間の維持管理費の支出はしておりませんが、木や建物の場合は底地の部分について固定資産税を減免する制度がございます。さらに文化財を良くする行為につきましては、市から補助金をお出しできる制度がございます。

武田委員

今回伐採された大きな原因は相続税だと思うのですが、個人の財産でありながら天然記念物ということで公共の財産でもありますから、今後そういうことがないように、例えば相続税を減免をする措置があったりするのでしょうか。

文化財保護課長

相続税の減免については現在ございません。

野上委員

112ページの指定の方ですが、作者はわかっているのですか。

文化財保護課長

通常は仏像の中をくり抜いてそこに作った年代や作者が書いてある例がありますが、これについては全く記録が資料にも本体にもございません。

大谷委員長 この立像の大きさはどれくらいですか。

文化財保護課長 本体は55センチの大きさでございます。

大谷委員長 これはしかるべき保全状況が取られていて、今後も同様に維持できるものなのでしょうか。

文化財保護課長 そのように確信しておりますし、現況の調査も行って、保全状態が悪いようであれば教育委員会から指導をいたします。

大谷委員長 そのあたりの対策や今後の対応についてはどうでしょうか。

文化財保護課長 市の条例には罰則等はありませんので、所有者の方の理解をいただくということが大前提になります。所有者との関係を良好にし、コンタクトを取ることによって、しっかりと保全していきたいと思っています。

平澤委員 今回のように個人のお宅にある植物などは他にも多くあるのでしょうか。

文化財保護課長 不動産について、天然記念物80件のうち23件は個人所有で、建物については42件のうち6件が個人所有です。

平澤委員 今回のようなことがないよう、是非御確認を進めていただきたいと思います。

大谷委員長 それでは、議案第61号から第63号までは原案のとおりとよろしいですか。

各委員 <異議なし>

大谷委員長 出席委員全員の賛成により、議案第61号から第63号までは原案のとおり可決されました。

 傍聴の方に申し上げます。先ほど決まりましたとおり、ここからの審議につきましては、非公開となりますので、御退室ください。

 (傍聴人退室)

議案第58号 さいたま市教職員健康審査会委員の委嘱について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第59号 さいたま市文化財保護審議会委員の委嘱について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第60号 さいたま市博物館協議会委員の任命について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第64号 行政情報一部開示決定に係る審査請求について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第66号 さいたま市教職員の人事について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

8 閉 会 午後2時30分